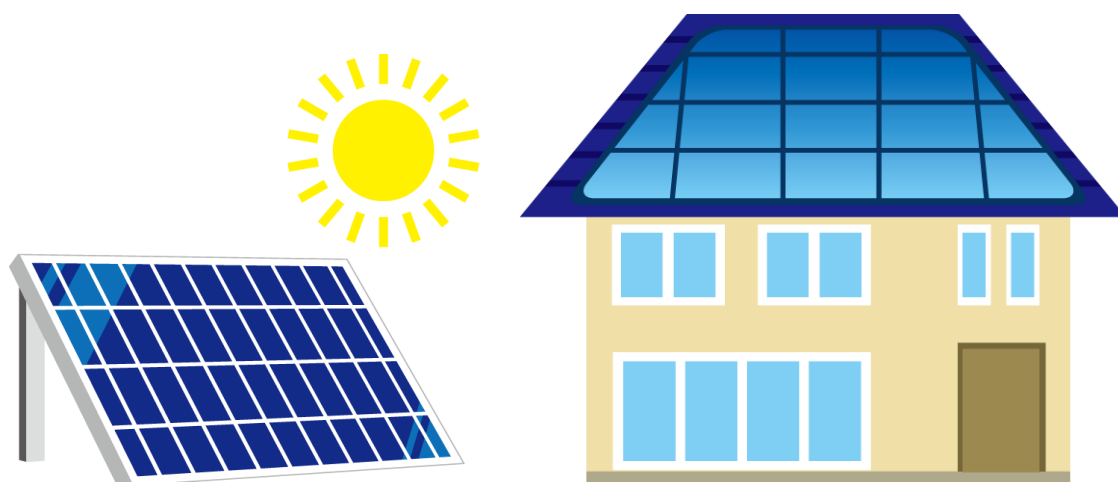


利根町太陽光発電システム 設置費補助金交付の手引き

【 R7. 4. 7 改訂版 】



利根町 生活環境課

目 次

1	補助金交付の条件	1
2	補助の内容	1
3	補助金交付申請の受付	2
4	補助金交付申請の方法	2
5	補助事業申請内容の変更	4
6	実績報告	4
7	補助金の請求手続き	5
8	補助事業完了後の注意事項	5
9	手続きの流れ	6
10	必要書類チェック表	7
11	Q & A	8 ～ 1 1
	様式第 1 号 ～ 様式第 1 0 号	1 3 ～ 2 2
	参考様式	2 3 ～ 2 4

1 補助金交付の条件

補助金交付を受けることができるのは、次の要件を全て満たすことができる方になります。

- 町内に住所を有する方又は転入予定の方
- 町内に住宅等（家屋、事務所、店舗、自治会館など）を所有する（所有者の承諾を受けた方及び新築する方を含む）方
- 町内の住宅等に新たに太陽光発電システムを設置する方、又は町内の未使用の太陽光発電システムが設置された住宅等を購入する方
- 町税を滞納していない方（同一世帯員を含む）
- 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- 補助金交付決定後に設置工事に着手すること
- 太陽光発電システムは、設置時に未使用であること
- 太陽電池モジュールの公称最大出力値が10kW未満であるもの
- 申請年度内に設置が完了し、実績報告書を提出して受理されること
- 設置した太陽光発電システムについて、実績報告までに電力会社へ「電力受給契約申込書」を提出し、承諾を受けること

2 補助の内容

補助金額は、太陽電池モジュールの最大出力1kW当たり20,000円で、1件あたりの上限額は100,000円です。

ただし、太陽電池モジュールの最大出力は、小数点以下第3位を切り捨てた数値とし、補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額とします。

※申請時と実績報告時の最大出力に差異が生じ、それによって補助金額が変動する場合がありますのでご了承ください。

補助金額算出基礎及び補助金額の例

（例1）太陽電池モジュールの最大出力が3.282kWの場合

- ・補助金算出基礎 $3.28 \times 20,000 \text{円} = 65,600 \text{円}$
- ・補助金額 65,000円

（例2）太陽電池モジュールの最大出力が5.686kWの場合

- ・補助金算出基礎 $5.68 \times 20,000 \text{円} = 113,600 \text{円}$
- ・補助金額 100,000円

（上限額を超えた場合、補助金額は100,000円になります）

3 補助金交付申請の受付

- 受付期間 4月7日（月）～12月19日（金）まで
（土・日曜日，祝日を除く）
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで
（正午から午後1時までの時間を除く）
- 受付場所 利根町役場 生活環境課
（郵送などでの受け付けは行いません）
- その他
- ・受け付けは先着順により随時行いますが，受付期間内であつても予算額に達した時点で終了しますので，申請前に一度ご確認ください。
 - ・提出書類に不備があつた場合には，全ての書類が不備なく提出された時点で受理しますので，速やかに所定の修正を行ってください。
 - ・申請を受理後，書類審査及び現地調査を行い，3週間程度で補助金交付決定通知書もしくは不交付決定通知書を郵送します。

4 補助金交付申請の方法

補助金の交付を受けようとする方は，太陽光発電システム設置工事の着工前（太陽光発電システムが設置された建売住宅等を購入する方にあっては引渡し前）に，「利根町太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）」に次に掲げる書類を添えて申請してください。

- （1）太陽光発電システム設置に要する費用の内訳が記載された契約書の写し
（太陽光発電システム付き住宅等を購入する場合は，売買契約書の写し）

- 太陽光発電システムの工事であること，太陽電池モジュール最大値，設置工事費の内訳が記載されている必要があります。
- 太陽光発電システム付き住宅等を購入する場合は，太陽光発電システム付きの住宅であること，太陽電池モジュール最大値，設置工事費の内訳が記載されている必要があります。

※どちらも内訳の記載がない場合は，別途内訳書を添付してください。

(2) 太陽光発電システムの形状、規格等を説明する書類

- 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナのカatalogの写し等を添付してください。

(3) 太陽光発電システムの配置図及び設置予定場所の案内図

- 配置図は、太陽電池モジュールの配置図を添付してください。
- 案内図は、現地調査時に住宅等の場所が特定できるよう、できるだけ詳細な地図（住宅地図等）を添付してください。

(4) 申請者に住宅等の所有権がない場合は当該住宅等の所有者の承諾書

- 設置する住宅等が共有名義や家族名義など、申請者本人の単独名義以外の場合は、住宅等の所有者全員からの承諾が必要です。
承諾者の印は、申請書と別の印を使用してください。
ただし承諾者が自書する場合は押印は不要です。

(5) 町税に滞納がないことを証明する書類

- 町内に住所を有し、町で町税を課税されている方は提出の必要はありません。この場合、補助金交付申請にあわせて、「税要件等」調査を行いますので、実施についての同意をいただきます。
- 利根町以外に住所を有している方、転入して申請される方、転入後間もない方は、現住所地の市区町村（利根町に転入後間もない方は前住所地）で町税（住民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税）の該当する事項の納税証明書（又は非課税証明書）の交付を受けて添付してください。

(6) 委任状（補助金交付申請手続等を代行者に委任する方）

- 施工業者等に各種手続きを委任する場合、委任状を添付してください。

<<注意点>>

- ・ 補助金交付決定後の着工となりますので、「着工予定日」は申請日から3週間後以降の日付で記入してください。
- ・ 既に契約している電力会社との「電灯契約者」と、太陽光発電に係る「電力

受給契約申込者」及び「補助金交付申請者」は同一とする必要があります。

5 補助事業申請内容の変更

補助金交付決定の通知を受けた方が、当該補助金の交付対象となった事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ「利根町太陽光発電システム設置費補助事業変更等承認申請書（様式第4号）」により町長に申請し、その承認を受けてください。

6 実績報告

補助事業の交付決定を受けた方は、太陽光発電システムの設置（電力受給契約等を含む）が完了したときは、速やかに「利根町太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第6号）」に次に掲げる書類を添えて報告してください。

実績報告書は、設置等完了日から60日以内に提出してください。なお、**申請年度の3月20日（閉庁日の場合は翌閉庁日）までに必要書類が揃わない場合は、補助金の交付決定を取り消しますのでご注意ください。**

※実績報告書の提出につきましては、審査に時間を要する都合上10日程度の余裕をもって提出をお願いいたします。

詳細は「11 Q&A」内の「実績報告について（10～11ページ）」をご確認ください。

（1）太陽光発電システム設置に要した費用の領収書の写し

- 太陽光発電システム設置費用が記載された「領収書」の写しを添付してください。太陽光発電システム以外の工事と一体になっている場合は、費用の内訳が分かるもの（請求明細等）を添付してください。

（2）電力受給契約申込書の写し

- 電力会社が発行する「電力受給契約申込書」のお客さま控えの写しを添付してください。
（東京電力パワーグリッド株式会社と契約される場合は、「接続契約のご案内」と、「電力受給契約申込書兼系統連系申込書」（または「電力受給契約申込書兼低圧配電線への系統連系申込書」）の写しを添付してください。）

- (3) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性の分かるもの
○ 太陽電池モジュールごとの製造番号と出力が分かる「出力対比表」を添付してください。
- (4) 太陽光発電システムの設置状況を示す写真
○ 写真は、次のものを添付してください。撮り忘れのないよう十分ご注意ください。
- ・ 太陽電池モジュール設置前の写真
 - ・ 太陽電池モジュール設置後の写真
(設置前の状況と比較できるもので、設置枚数の確認が可能なもの)
 - ・ パワーコンディショナ設置後の写真
 - ・ 太陽光発電用分電盤（ブレーカー）設置後の写真
 - ・ 買電及び売電用メーター（スマートメーター）設置後の写真

7 補助金の請求手続き

実績報告書を提出後、補助金額の確定通知を受けた方は、「利根町太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第8号）」に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を請求してください。

- (1) 口座振替依頼書（交付請求書発送時に同封いたします。）

8 補助事業完了後の注意事項

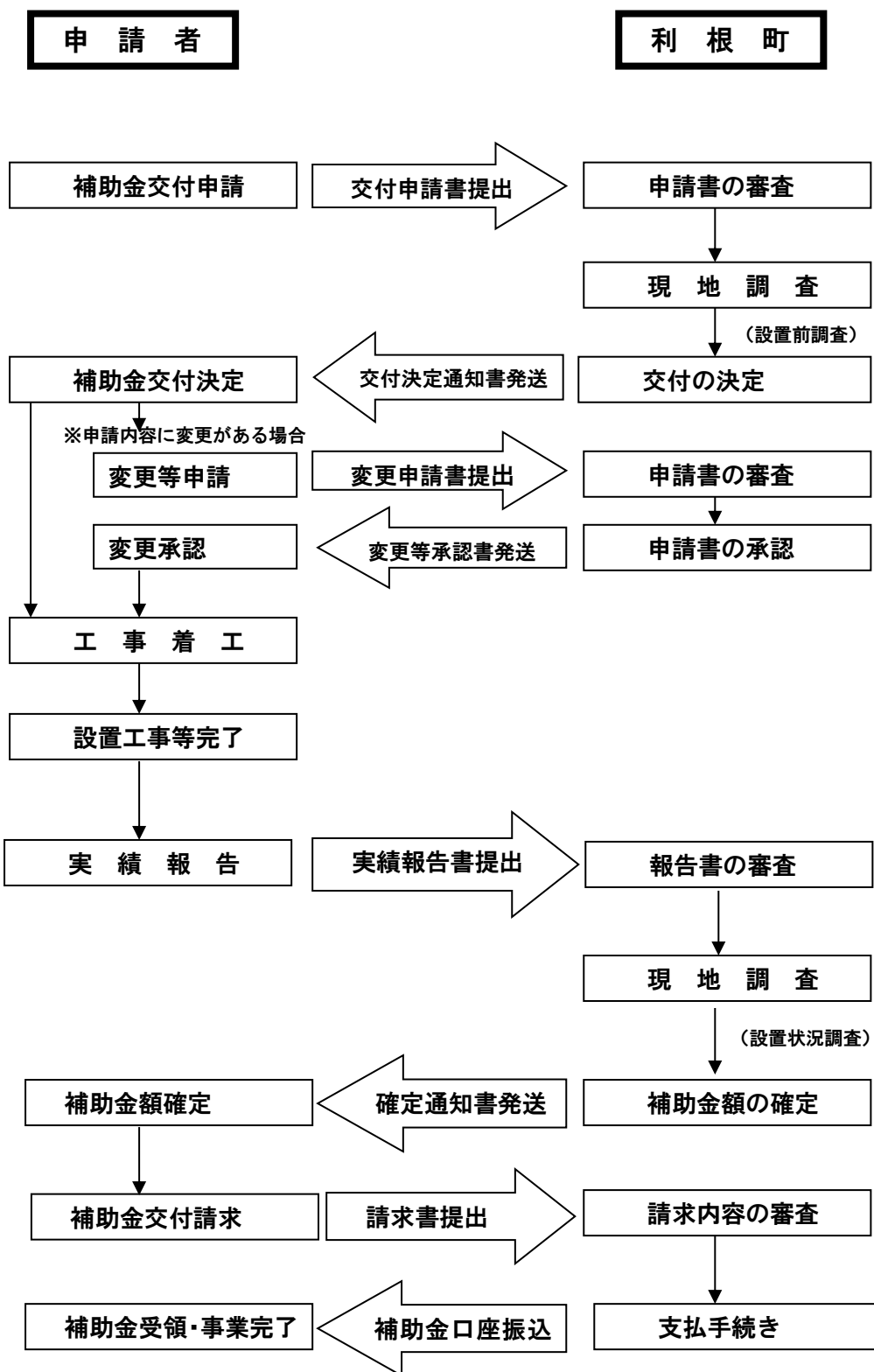
- (1) 財産の適正管理と処分制限

○ 設置した太陽光発電システムは、その法定耐用年数（17年）の期間、適切な管理を行う必要があります。
法定耐用年数の期限内に太陽光発電システムの処分を行う場合は、事前に承認を受けなければなりません。この場合、補助金の全部又は一部を返還していただくこともありますのでご注意ください。

- (2) 調査協力

○ 町が取り組んでいる太陽光発電などの新エネルギーに関するアンケート調査等を依頼する場合がありますので、ご協力をお願いします。

9 手続きの流れ



10 必要書類チェック表

(1) 交付申請時

- ☐ 利根町太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）

[添付書類]

- ☐ 太陽光発電システム設置に要する費用の内訳が記載された契約書の写し
- ☐ 太陽光発電システム付き住宅等を購入する場合は住宅等の売買契約書の写し
- ☐ 太陽光発電システムの形状、規格等を説明する書類
- ☐ 太陽光発電システムの配置図及び設置予定場所の案内図
- ☐ 申請者に住宅等の所有権がない場合は当該住宅等の所有者の承諾書
- ☐ 町税に滞納がないことを証明する書類（町内に住所を有する方は不要）
- ☐ 委任状（補助金交付申請手続を代行者に委任する方）

(2) 実績報告時

- ☐ 利根町太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第6号）

[添付書類]

- ☐ 太陽光発電システムの設置等に要した費用の領収書の写し
- ☐ 電力受給契約申込書の写し
- ☐ 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性の分かるもの
- ☐ 太陽光発電システムの設置状況を示す写真

(3) 補助金交付請求時

- ☐ 利根町太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第8号）

[添付書類]

- ☐ 口座振替依頼書

1 1 Q & A

(補助金全般について)

Q. すでに設置した対象施設，又は工事中のものについては，補助金が出ないのですか？

A. 設置前又は工事前の申請が補助金交付の条件となりますので，補助対象になりません。

Q. 既に太陽光発電システムを使用していますが，太陽電池モジュールなどの一部を交換（又は修理）しようと思いますが，対象になりますか？

A. 太陽光発電システムを導入するための補助金ですので，修理や部品の交換は補助対象になりません。

Q. 親が所有する住宅に太陽光発電システムを設置しようと考えていますが，対象になりますか？

A. 補助対象になります。ただし，所有者（親）の承諾書を添付していただくとともに，既に契約している電力会社との「電灯契約者」と，太陽光発電に係る「電力受給契約申込者」及び「補助金交付申請者」は同一とする必要がありますのでご注意ください。

Q. 太陽光発電システム付きの建売住宅を購入しますが，対象になりますか？

A. 補助対象になります。ただし，太陽光発電システムは未使用の場合に限ります。

Q. 太陽光発電システムを増設しますが，対象になりますか？

A. 新たに，未使用の太陽電池モジュールを増設する場合は補助対象になります。ただし，使用中のものを含めて太陽電池モジュール増設後の最大出力の合計が10kW未満であることが条件となります。

Q. 現地調査を行うことがありますか？

A. 着工前と設置完了後に，現地調査と現場の写真撮影を行います。
着工前の調査はモジュールの設置場所の確認となりますが，設置完了後の調査はモジュールやパワーコンディショナ，ブレーカー等を確認するため，申請者またはご家族の方の立会いをお願いします。

Q. 車庫の屋根に太陽光発電システムを取り付けますが、対象になりますか？

A. 補助対象になります。ただし、自宅の電源系統と連携し、逆潮流できることが条件となります。

なお、カーポートに太陽光発電システムを取り付ける場合は、そのカーポートが建造物と同等の強度を有し、太陽光発電システムが法定年数（１７年）の使用に耐え得ると認められる場合のみ補助対象になります。

(補助申請について)

Q. 施工業者等の代理申請は可能ですか？

A. 申請等の手続きを施工業者等に依頼することはできます。ただし、申請者からの委任状を提出していただきます。

Q. 申請者と電力受給契約申込者が異なりますが、問題ありますか？

A. 申請者、工事請負契約者又は売買契約者及び電力受給契約申込者は同一である必要があります。

Q. 申請者と工事請負契約書又は売買契約者が異なりますが、問題ありますか？

A. 申請者、工事請負契約者又は売買契約者及び電力受給契約申込者は同一である必要があります。

Q. 申請者住所とは、設置する場所ですか？ 現住所ですか？

A. 申請日現在、住民登録をしている住所を記入してください。

Q. 申請者の印鑑は実印ですか？

A. 認印で差し支えありません。

Q. 郵送での申請は可能ですか？

A. 予算の範囲内で先着順の受け付けとしていることから、受け付けの公平性を期すために、郵送での申請は受け付けしていません。

お手数ですが交付申請の際は利根町役場生活環境課の窓口にお越しください。なお、実績報告書などは郵送でも受け付けしております。

Q. 書類作成時に印鑑の押印は必要ですか？

A. 書類を自書で作成する場合は不要です。自書しない場合（パソコンで作成した場合など）は押印が必要となります。

Q. 町税の納税証明書又は非課税証明書の添付について教えてください。

A. 納税証明書又は非課税証明書の添付は、利根町以外にお住まいの方や転入して間もない方など利根町で町税を課税されていない方をお願いしています。住所地の市区町村で、住民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税のうち該当するものの証明を受けて添付してください。

なお、証明書は補助金交付申請年度の「前年度分」のものを添付してください。

(変更申請について)

Q. 一度申請した内容を変更できますか？

A. 内容を変更する場合は、補助事業変更等承認申請書（様式第4号）の提出が必要となります。

ただし、補助事業変更等承認申請書の提出時点で、申請年度の予算額に達している場合は補助金交付額の増額はできません。

Q. 申請を取り消したいのですが、どうすればいいですか？

A. 申請を取り消す場合は、補助事業変更等承認申請書（様式第4号）の提出が必要となります。

(実績報告について)

Q. 設置等完了年月日とは、いつのことですか？

A. 機器の設置工事・電力受給契約等、全ての手続きが完了した日をいいます。

Q. 電力会社へ「電力受給契約申込書」を提出後、承諾までの期間はどれくらいかかりますか？

A. 電力会社へ確認したところ、承諾までの期間は1ヶ月から2ヶ月程度かかるとのことでした。実績報告書には承諾を受けた「電力受給契約申込書」の写しを添付していただきますので、これらの期間を考慮して早めに申し込みを行ってください。なお、申し込みは工事着工前でも可能とのことでした。

Q. 工事代金をローンで支払うため、領収書が添付できないのですが？

A. 太陽光発電システム設置費用を支払ったことを確認するため、工事費全額の金額が記載された領収書が必要になります。施工業者にご相談いただき、ローンによる代金受領を領収書等で証明していただきますようお願いいたします。

Q. 振込口座は、家族名義の口座でも可能ですか？

A. 補助金の振込は、申請者ご本人の口座になります。申請者以外の口座には振込できませんのでご了承ください。

Q. 実績報告書の提出期限について教えてください。

A. 事業完了後60日以内、または申請年度の3月20日のいずれか早い日まで
に実績報告書を提出してください。

申請年度内に設置が完了できない場合、または提出期限までに実績報告書
及び必要書類の提出がない場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。
い。

様 式

様式第 1 号（第 6 条関係）

令和 年 月 日

利根町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

利根町太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

利根町太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、同要綱第 3 条第 1 項第 1 号（所有要件）及び第 2 号（税要件）の該当の有無に関して、調査することに同意します。

記

太陽光発電システムの設置場所	利根町
太陽光発電システムの設置区分	1 既存の住宅に設置する 2 新築の住宅に設置する 3 システムが設置された住宅を購入する 4 その他（ ）
太陽電池モジュールの最大出力値	k W（小数点以下 2 桁未満は切捨て）
太陽電池モジュールメーカー・型番	
交付申請額	円
工事着工予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日

添付書類

- 1 太陽光発電システム設置に要する費用の内訳が記載された契約書の写し（太陽光発電システム付き住宅等を購入する場合は、売買契約書の写し）
- 2 太陽光発電システムの形状、規格等を説明する書類
- 3 太陽光発電システムの配置図及び設置予定場所の案内図
- 4 申請者に住宅等の所有権がない場合は当該住宅等の所有者の承諾書
- 5 町税に滞納がないことを証明する書類
- 6 その他町長が必要と認めるもの

様式第 2 号（第 7 条関係）

利根町指令 生環第 号
令和 年 月 日

様

利根町長



利根町太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった利根町太陽光発電システム設置費補助金の交付については、下記のとおり決定したので、利根町太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 利根町補助金等交付規則及び利根町太陽光発電システム設置費補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) 設置が完了した日から 60 日以内又は当該年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに、利根町太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第 6 号）を提出すること。
 - (3) 補助事業の内容を変更・中止・廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。

様式第3号（第7条関係）

利根町指令 生環第 号
令和 年 月 日

様

利根町長



利根町太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった利根町太陽光発電システム設置費補助金の交付申請については、下記のとおり不交付としたので、利根町太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

不交付決定の理由

様式第 4 号（第 8 条関係）

令和 年 月 日

利根町長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

利根町太陽光発電システム設置費補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け利根町指令 生環第 号で補助金交付決定通知の
あった利根町太陽光発電システム設置費補助事業の実施について、変更・中止・
廃止したいので承認願いたく関係書類を添えて申請します。

記

変更等の内容	変更 中止 廃止 (いずれかに○)	
	変更の場合	
	変更前	変更後
変更等の理由		

※ 変更等の内容が確認できる書類を添付してください。

様式第 5 号（第 9 条関係）

利根町指令 生環第 号
年 月 日

様

利根町長 印

利根町太陽光発電システム設置費補助事業変更等承認書

年 月 日付けで申請のあった利根町太陽光発電システム設置費補助事業の変更・中止・廃止については，利根町太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 9 条の規定により，下記のとおり承認します。

記

内 容	変更 中止 廃止	
	変更の場合	
	変更前	変更後
条件等及び補助金の額		

年 月 日

利根町長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

利根町太陽光発電システム設置費補助金実績報告書

年 月 日付け利根町指令 生環第 号で補助金交付決定通知のあった利根町太陽光発電システム設置費補助金については，設置が完了したので，利根町太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 10 条の規定により，下記のとおり書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 設置等完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- （1）太陽光発電システム設置に要した費用の領収書の写し
- （2）電力受給契約申込書の写し
- （3）太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性の分かるもの
- （4）太陽光発電システムの設置状況を示す写真
- （5）その他町長が必要と認めるもの

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

利根町指令 生環第 号
年 月 日

様

利根町長



利根町太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告書が提出された利根町太陽光発電システム設置費補助金については、下記のとおり交付額を確定したので利根町太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

利根町太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

年 月 日付け利生環 指令 号で確定通知のあった利根町
太陽光発電システム設置費補助金を、下記のとおり請求します。

年 月 日

利根町長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名		店 名	
預 金 種 目	普通 当座	口 座 番 号	
フリガナ 口座名義人			

※ 口座振替依頼書添付

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

利根町長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

太陽光発電システム財産処分承認申請書

利根町太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり太陽光発電システムの財産処分承認を申請します。

記

太陽光発電システム 設 置 場 所	利根町
補 助 事 業 者 名	
太陽光発電システム 設 置 完 了 日	年 月 日
処 分 予 定 日	年 月 日
処 分 の 方 法 (該当するものに○)	売却 譲渡 交換 貸与 担保 廃棄 その他 ()
処 分 の 理 由	

利根町指令 生環第 号
年 月 日

様

利根町長 印

太陽光発電システム財産処分承認・不承認通知書

利根町太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により，太陽光発電システムの財産処分については下記のとおり決定したので通知します。

記

承認・不承認の別	承認	不承認	(どちらかに○)
太陽光発電システム 設 置 場 所	利根町		
補 助 事 業 者 名			
太陽光発電システム 設 置 完 了 日	年	月	日
処 分 予 定 日	年	月	日
処 分 の 方 法 (該当するものに○)	売却 担保	譲渡 廃棄	交換 貸与 その他 ()
処 分 の 理 由			
承認・不承認の理由			

(参考様式)

年 月 日

太陽光発電システム設置承諾書

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

次の（土地・建物）に太陽光発電システムを設置し，利根町太陽光発電システム設置費補助金交付申請することを承諾します。

太陽光発電システムを設置する住宅等の住所	利根町
----------------------	-----

住 所 _____

土地・建物 所有者 氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____

(参考様式)

委任状

代理人 住 所

氏 名

会 社 名

電話番号

私は、上記の者を代理人として、利根町太陽光発電システム設置費補助金交付申請等に係る一切の手続きを委任します。

利根町長

様

年 月 日

委任者 住 所

氏 名